



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年1月7日(火) 第10263号

目次

	ページ
告 示	
○群馬県報発行規程の一部を改正する告示(総務課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○同	3
○道路の供用開始(同)	3
○同	4
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	4
公 告	
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(農村整備課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第一号

群馬県報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年一月七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県報発行規程の一部を改正する告示

群馬県報発行規程（昭和三十四年群馬県告示第四百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

県報は、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用して、不特定多数の者が県報に搭載すべき事項の情報であつて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）として記録されたものの提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法により発行する。

2 事故その他特別の事情によつて前項に規定する方法により県報を発行することができないとき又は著しく困難であるときは、同項の規定にかかわらず、県報に搭載すべき事項を記載した書面を県民センターにおいて一般の閲覧に供する方法により、県報を発行することができる。ただし、これによることができないときは、当該書面を適当な場所において一般の閲覧に供する方法により、県報を発行することができる。

第二条に次の一項を加える。

6 第一項又は第二項の規定により県報を発行したときは、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したもの又は閲覧に供した書面の写しを、県民センター、群馬県立図書館、群馬県立図書館、国立国会図書館その他必要と認める箇所に配付する。ただし、第二項本文の規定により発行した県報に係る書面の写しは、県民センターには配付しない。

第五条中「「掲載事項中の」を「前条の掲載事項のうち、」に、「その写」を「その写し」に、「インターネットの利用により」を「第二条第一項に定める方法により別途」に改める。

第七条を削り、第八条第三項中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、第八条を第七条とし、第九条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

別記様式中「~~第14条~~」を「~~第13条~~」に改める。

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	四ツ塚原之郷前橋線	前橋市田口町字砂山69番の1地先から同市同字同90番の1地先まで	前	12.4～14.2	140.9
			後	12.8～15.9	140.9

◎群馬県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	赤岩足利線	邑楽郡邑楽町大字中野字西ノ谷235番の1地先から同郡同町大字同字六谷社1269番の1地先まで	前	13.7～35.8	118.7
			後	11.0～12.2	118.7

◎群馬県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	赤岩足利線	邑楽郡邑楽町大字中野字押落1050番の1地先から同郡同町大字同字丑沼1266番の2地先まで	令和7年1月7日

◎群馬県告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	富岡市下黒岩字芹田前580番の6地先から同市別保字大谷津166番の5地先まで	令和7年1月7日

◎群馬県告示第6号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年1月7日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画道路 3・4・49号 敷島公園大師線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市龍蔵寺町地内及び上細井町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により県営権現ため池土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月7日

群馬県知事 山本 一太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和7年1月8日から同年2月5日まで
- 3 縦覧に供する場所 群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/9734.html>) 及びみなかみ町役場

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111